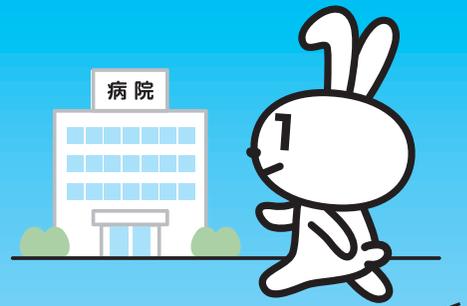


マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！



3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用には、「マイナポータル」などから事前に申し込みする必要があります。また、利用にはマイナンバーカードが必要です。詳しくは、マイナポータルホームページ [https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html] (右図のQRコードからもアクセスできます) をご覧ください。



申し込み方法はコチラ！

※国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証などはこれまでどおり使用できます。
※3月より一部の医療機関などで利用可能となる予定です。

5つのオススメポイント

1 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。



※健康保険加入・喪失などの保険者への届け出は引き続き必要です。

2 医療保険の資格確認がスムーズに

医療機関や薬局の受付でスムーズに資格確認が可能になります。



3 手続きなしで限度額を超える一時支払いが不要に

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額を超える医療費の一時支払いが不要になります。



4 健康管理や医療の質が向上



マイナポータルで、3月(予定)から自分の特定健診情報を、10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

5 確定申告の医療費控除も便利に

マイナポータルを通じて、医療費情報が確認できます(10月予定)。また、令和3年の所得税の確定申告(予定)から、医療費情報の自動入力が可能になります。



マイナポイントの取得可能期間が9月末まで延長になります

マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得した人が、選択したキャッシュレス決済サービスで買い物やチャージをすることで、最大5000円分のポイントを国から付与される事業です。このたび、3月末までとしていたポイント取得期間が延長され、9月末までの買い物やチャージが対象になります。

※ただし、マイナンバーカードの申請を3月31日(水)までに済ませていることが条件になります。

◆マイナポイントの申請はお早めに！

本市では、市役所1階マイナポイント専用窓口と金剛連絡所にて、申し込み手続きのサポートをしています。また、郵便局やコンビニ、携帯ショップなどに設置している端末などでも手続きが可能です。詳しくは、総務省ホームページ [https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/] をご覧ください(右図のQRコードからもアクセスできます)。



問い合わせ

- ・健康保険証の申し込み方法やマイナポイントなどマイナンバーカードについて＝マイナンバー総合フリーダイヤル [☎ 0120(95)0178]
- ・国民健康保険について＝保険年金課 (内線150、151)
- ・後期高齢者医療について＝福祉医療課 (内線158、159)
- ・マイナポイント申し込みについて＝市マイナポイント専用窓口 (内線6047)

まちがど トピックス



■^{いそのかみ}石上 ^{つゆこ}露子の生涯を^{しの}偲んで

2月13日、旧杉山家住宅で、じないまち紙芝居劇場～ゆふちどり 歌人「石上 露子」物語～が開催されました。

これは、杉山家で生まれ育った明星派の歌人、石上 露子の生涯を、紙芝居で学ぶもの。代表的な歌の紹介とともに、露子の一生を学んだ参加者たちは、露子本人がまさに生まれ育った旧杉山家住宅内を、露子の痕跡を探し求めながら散策していました。



■手縫いで楽しいひとときを

2月6日、レインボーホール（市民会館）で、カンタン手縫いで作るマスク教室2が開催されました。

参加者は思い思いの色や柄の布を選び、夢中になって自分だけのマスクを作りあげました。

隙間時間でも気軽に裁縫を楽しめる、手縫いの良さを改めて知った参加者は「次は何を作ろうかな」と、新たな作品への創作意欲を高めていました。

■SDGsと富田林の未来を語る

2月8日、『ACT FOR 2030!～SDGsとこれからの富田林を語るローカルダイアログ～』が開催されました。このイベントは市民や連携協定締結企業が「SDGsとこれからの富田林」をテーマに対話するもので、オンラインで参加した参加者らは和気あいあいと交流しながらも、未来の富田林市について実践的な議論を行いました。今回の内容は、3月14日(日)のシンポジウム（7ページ参照）で発表される予定です。



写真とともに見る1月～2月のできごと